

## 中央災難安全対策本部定例ブリーフィング(7月3日)

### 【ポイント】

- 光州広域市の感染者発生状況及び措置計画
- 光州広域市の感染者増加に伴う支援策
- 海外流入状況の評価など

### 【本文】

□新型コロナウイルス感染症-19 中央災難安全対策本部(本部長・丁世均首相)は本日、丁世均本部長の主宰で光州広域市庁の映像会議室において各中央省庁及び 17 の市・道とともに、▲光州広域市の感染者発生状況及び措置計画、▲光州広域市の感染者増加に伴う支援策、▲海外流入状況の評価などについて話し合った。

□この席で丁世均本部長は、光州での確定診断者が増えているだけに病床を共同で活用できるよう、湖南圏の共同対応体系を速やかに稼働させるために全羅北道が積極的に協力してほしいと要請した。

○また、軽症患者の生活治療センターの利用率を高めれば病床の活用が容易になるとし、保健福祉部中央事故収拾本部等では生活治療センターの地域別・圏域別の活用状況を点検し、改善すべきところはないか検討するように注文した。

○なお、海外からの流入措置について、「状況に伴う流動的な措置が適時に行われることが重要だ」とし、中央防疫対策本部など防疫当局は、危険度に応じて即刻かつ弾力的な措置を取ってほしいと強調した。

○一方、海外建設現場にいる韓国人労働者は、劣悪な医療体系や集団生活などにより、防疫の死角地帯に置かれているとし、多角的な支援や防疫対策をまとめて報告するよう、国土交通部や外交部などに指示した。

1	光州広域市の感染者発生現況及び措置計画
---	---------------------

□中央災難安全対策本部は光州広域市(イ・ヨンソプ市長)から光州広域市の感染者の発生現況及び措置計画の報告を受け、それについて論議した。

○光州広域市において6月27日から7月2日まで最近発生した患者は合計51人\*である。(7.2.23 時基準)

\*光勸寺(クァンルクサ)6、錦陽(クムヤン)オフィステル14、済州旅行6、光州サラン教会14、アガペシルバーセンター3、ハウル療養院4、SKJ病院2、老人雇用1、海外流入1

□地域社会への感染拡大に伴い、光州広域市は7月1日、光州地域の社会的距離を2段階に格上げする措置を取った。

○これにより、地域社会サービス投資事業、社会サービス青年事業団、老人福祉関連団体(33 か所)だけでなく、結婚式場、葬儀場、大規模宴会場などに対する集合制限措置を実施し、防疫規則の順守を案内した。

○光州市立美術館、ビエンナーレ展示館、キムチ博物館、5.18 記念文化センター、公共図書館など 34 か所の公共施設の運営を中止した。

○ハイリスク施設に関して、ナンパ屋や感性酒店など 3,365 か所に対する集合制限及び訪問販売業者 643 か所に対する集合禁止措置(7.2.~7.15.)を実施した。

○老人療養施設 91 か所に対するコーホート隔離を実施(7.3.~7.16.)し、全施設の入所者及び従事者に対する検査\*を実施する予定である。

\*91 か所療養所のうち 3 か所の入所者及び従事者 209 人が検査完了、88 か所の検査準備

○学校(小・中・高、特殊)や併設幼稚園など約 420 校では、緊急遠隔授業を実施(7月2日~7月3日)することにした。

○公共交通機関及び多重集合施設の利用時にはマスクの着用を義務付ける行政措置(7月2日~7月15日)を行った。

□光州広域市は、追加確定者に対する深層疫学調査及び接触者に対する診断検査を迅速に行う一方、社会的距離第 2 段階措置の履行可否について点検する計画である。

2	光州広域市の感染者増加による支援策
---	-------------------

□中央災難安全対策本部は、保健福祉部中央事故収拾本部(本部長:パク・ヌンフ長官)から光州広域市の確定者増加による支援策の報告を受け、それについて論議した。

○まず湖南圏(光州・全南・全北)の病床共同対応体系を活用し、圏域内の感染症専門病院の可用病床を優先的に活用し、病床を確保する。

- 全羅南道は 20 床、全羅北道は 21 床、計 41 床\*を提供する。

\* (全羅南道) 康津医療院 14 床、順天医療院 6 床

(全羅北道) 全北大学病院 10 床、円光大学病院 1 床、群山医療院 10 床

- 軽症患者の治療のために中部圏・国際 1 生活治療センター(天安郵政公務員教育院)を利用することで病床不足を解消する計画である。

○医療スタッフ、疫学調査人材等を支援し、現場における人材負担を緩和する。

- 中央防疫対策本部は、即時対応チームの現場派遣\*を通じて疫学調査及び患者管理を実施する一方、必要な場合、全羅北道が疫学調査官を追加支援する予定であり、

\*光州 1 チーム 9 人派遣(防疫官 1 人、調査官 5 人、行政支援 3 人、光勒寺及び病院の感染者に関する疫学調査、6 月 29 日~)

- 光州広域市が医師や看護師など追加のスタッフ所要を保健福祉部中央事故収拾本部に提出すれば速やかに支援する計画である。

- また、光州社会サービス院を通じて地域社会資源の連携・活用を支援する。

- \*中央支援団 3 人、大邱社会サービス院 1 人派遣(7.3.～)及び緊急ケア予算支援(1 億ウオン)
- 診断と治療のための物品需要の増加に伴い、感染症専門病院から要請を受けたマスク 3,000 個、保護服 500 個、フェイスシールド 500 個など個人保護具を支援(7.3.)する予定であり、今後物品の追加支援要請があった場合は直ちに支援する予定である。
- 光州広域市における社会的距離の維持に協力し、必要な行事は円滑に行われるよう協力する。
- 光州広域市に所在する国・公立の多重利用施設\*の運営中止を各省庁に要請(7.2.)し、
- \* 国立光州博物館、国立光州科学館など各省庁及び所属・傘下機関の運営施設
- 公務員9級公開採用試験(7.11)は予定通り履行されるように支援する。
- 中央災難安全対策本部は今後も湖南地域の 3 つの市・道と協力し、緊急事態に迅速に対応していく計画である。

3	海外流入状況の評価
---	-----------

- 中央災難安全対策本部は、随時運営していた国家別のコロナ 19 危険度評価体系を定例化することにした。
- 定例評価を通じて国家別動向を分析し、感染者が増える国からの患者流入を最小化するための措置を決定する予定である。
- これまで政府は、感染者が増加している国からの患者流入の拡大を最小限に抑えるために、ビザ制限、航空便の減便など強化された防疫措置を実施したが、これを定例化したものである。
- 海外流入状況の評価には、中央防疫対策本部、中央事故収拾本部、外交部、法務部、国土交通部などの関係省庁が参加し、
- 中央防疫対策本部で海外危険度を常時モニタリングし、毎週、関係省庁と共有して定期的に状況評価及び対策を議論する予定である。

4	生活防疫詳細指針の追加改正
---	---------------

- 5 月 27 日に生活防疫のための 41 施設別の詳細指針を策定したが、国民生活と密接な生活領域に関する詳細指針を追加・改定する。
- 寮や学術行事など生活領域及び多重利用施設11か所\*に対する詳細指針を追加する。
- \* 記念式、研修施設、学術行事、寮、展示行事、物流センター、河川・溪谷、水上レジャー、地域祭り、プール、考試院
- このうち、研修施設、学術行事、寮など5分野は指針を新たに設けて追加したもので、物流センター、マリンレジャーなど6つの防疫指針は各省庁ですでに実施しているものを全体指針に含めた。

区分	分野	主な内容
従来 実施 (6)	地域の祭り (行安部、文体部)	参加時の個人防疫上の注意徹底、現場参加の最小化、オンライン開催並行、試食や広報ブース運営中止または最小化など
	河川・溪谷 (行安部)	2m(最小1m)の距離置きを考慮して、テント・マット設置、共用施設・利用施設の使用者の管理と利用時間の最小化など
	水上レジャー (海警)	家族単位の小規模訪問、事前予約制・時間帯別の運営などで、利用者の分散、症状有無の確認など
	プール (文体部)	予約制・利用時間制、講習終了時間の調整などに分散誘導、スポーツ指導者の無入水による指導、子供の通学バス内の個人衛生遵守など
	物流センター (国土部)	宅配車両の運行前・後消毒、日雇いと訪問者リスト、作業場の換気などの物流センター特殊性を反映
	考試院 (多省庁)	利用者のほか訪問自制、リストの管理、公共空間の食品摂取や会話などを控える、個人物品の使用、公共空間の毎日1回以上消毒など
実施 予定 (5)	記念式 (多省庁)	オンライン参加、最小距離置き、入場券の前売り案内、入場定員の制限、団体食事を控えるなどの注意事項の規定
	研修施設 (多省庁)	オンライン研修を活用し、小規模単位クラス分け教育、研修人員の管理、参加プログラム(レクリエーション)を控えるなど
	学術行事 (多省庁)	オンライン・オフライン並行、場所の規模を考慮して人員の制限、団体食事を控える(必要に応じて個人弁当)、スポンサーの広報ブース運営自制など
	寮 (多省庁)	通学可能な場合利用を控える、1日1室割り当て、毎日症状有無を確認し、外部人の出入り統制など感染経路の最小化、個人・集団予防ルールづくり
	展示イベント (産業部)	展示場が密集しないように入場定員を制限、利用者の2m(最小1m)距離置き、現金よりも電子決済方式による利用、外国企業の招待などを控えるなど

□また、飲食店、宗教施設、大衆浴場など8施設に対しては、感染拡散を予防し現場に合った指針の補完も進める。

分野	補完及び改正内容
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 公共交通機関内で通話する時もマスクの着用</li> <li>▪ 公共交通機関内で食物摂取を控える</li> </ul>
レストラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 食事前・後の対話時のマスク着用</li> <li>▪ レストラン内の移動時のマスク着用</li> <li>▪ 供用什器などの使用時に手の消毒剤やビニール手袋を使用</li> <li>▪ 構内食堂は時間を分けて分散利用</li> <li>▪ スプーン管理(個別包装スプーンの提供等衛生的管理)</li> </ul>
宗教施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 合唱などの歌と大きな声で話す行動をしない</li> <li>▪ 各種の会議やイベント自粛</li> <li>▪ 宗教施設内で食べ物を摂取していない</li> <li>▪ 宗教行事の後の施設の消毒と換気(消毒管理台帳の作成)</li> </ul>
遊園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 遊園地、ウォーターパークなどの総合・一般・その他遊園施設</li> <li>▪ 入場人員の管理、公共施設の利用時間の最小化など</li> </ul>
海水浴場	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ファミリー・小規模で訪問</li> <li>▪ なるべく個人宿・施設等を利用</li> <li>▪ 更衣室、シャワーの使用人数の制限など</li> </ul>
大衆浴場 (浴室、サウナ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 指定された場所外での食物摂取を制限</li> <li>▪ 事業所内のカラオケ機器の利用禁止</li> <li>▪ 更衣室などでは、マスクを着用</li> <li>▪ 営業前・後の施設の消毒</li> </ul>
公演場	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ パフォーマーと観客の間の握手、抱擁、記念撮影など身体接触を禁止</li> <li>▪ 消毒管理台帳の作成</li> </ul>
カラオケ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 歌わないときは、マスクを着用</li> <li>▪ 利用したルームは消毒実施後、再利用</li> </ul>

## 5 社会的距離の確保 1段階(生活防疫)の履行状況及び点検現況

□中央災難安全対策本部は、行政安全部(ジン・ヨン長官)から各地方自治体の社会的距離の確保 1段階(生活防疫)の履行状況の報告を受け、それについて点検した。

○7月2日(木)各地方自治体では▲カラオケ 3,033カ所、▲室内体育施設 1,047カ所など 40分野計 23,655カ所について点検した。

-点検の結果、マスクの未着用、換気の不十分など 203件について現場指導した。

-蔚山(ウルサン)ではカラオケ 246カ所、室内体育施設 7カ所を集中的に点検し、マスクの未着用、1~2m 距離置きの不十分など 36件について行政指導し、

-忠清北道ではインターネットカフェ 123カ所、カラオケ 122カ所を集中点検して、出入者名簿の未作成、ふたのないゴミ箱など 44件を行政指導した。

○クラブ・感性酒店など遊興施設 3,211カ所を対象に警察庁・食品医薬品安全処などが合同(127チーム、720人)で深夜時間(22時~02時)特別点検を実施した。

-点検の結果、371ヶ所が営業停止中であることを確認し、営業中の 2,840カ所については電子出入名簿の設置、防疫守則の遵守の案内などを指導した。

## 6 自己隔離者の管理現況

□中央災難安全対策本部は行政安全部(ジン・ヨン長官)から自己隔離者管理現況について報告を受け、それについて点検した。

○7月2日(木)18時現在の自己隔離管理対象者は計 34,479人であり、そのうち海外入国の自己隔離者は 28,705人、国内発生 of 自己隔離者は 5,774人である。

-全体の自己隔離者は前日比 281人増加した。

○昨日(7.2)は、カフェ・公館の訪問等で自己隔離場所を無断離脱した 2人を確認し、告発措置した。

○また、海外入国者や居住地のない自己隔離者を対象とする 65カ所 2,871室の臨時生活施設を運営しており、1,077人が入所して隔離されている。

\* (7月2日)入所 240人、退所 206人、医療スタッフなど勤務スタッフ 352人

□中央災難安全対策本部は指名手配者が自己隔離対象になった場合(5月以降 5件)に対する自己隔離管理策を講じた。

○これにより、診断検査の結果及び拘束の可否によって管理策を区分\*して設定し、自己隔離中の指名手配者に対する関係機関間の情報共有及びモニタリング時に緊密な協業体制が行われるようにした。

\* (検査結果陽性)病院に入院させるが、拘束が必要な場合は警察の監視員を配置

(検査結果陰性)拘束が必要な場合は一般的な拘束手続きを進め、拘束が不要な場合は検察と協議して逮捕令状の返還または釈放、自己隔離後の自治体・警察の協力を強化

原文URL

[http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=04&MENU\\_ID=0403&page=1&CONT\\_SEQ=355274](http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=1&CONT_SEQ=355274)